

## 福祉サービス第三者評価結果報告書(公表用)

## 【受審事業所情報】

事業所名称	青桐保育園
運営法人名称	社会福祉法人 交北会
福祉サービスの種別	保育所
代表者氏名	理事長・園長 森川 雅行
定員(利用人数)	170名 ( 192名 )
事業所所在地	〒573-1161 大阪府枚方市交北4-1247-1
電話番号	(072) 855-3916
FAX番号	(072) 868-2222
ホームページアドレス	<a href="http://www.aogirhoikuen.com/">http://www.aogirhoikuen.com/</a>
電子メールアドレス	<a href="mailto:kouhokukai@aogirhoikuen.com">kouhokukai@aogirhoikuen.com</a>

## 【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価センター		
大阪府認証番号	270002		
評価実施期間	平成25年11月20日～平成26年3月19日		
評価結果決定年月日	平成26年3月19日		
評価調査者氏名(役割)	1-059	(運営管理委員)	( )
	0501C067	(専門職委員)	( )
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )

## 【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
---------------------	--

## 第三者評価結果の概要

### 評価機関総合コメント

社会福祉法人 交北会 青桐保育園は調整区域に位置しているため、畑等に囲まれた園の周辺は自然豊かで交通量も少なく、安心して散歩を楽しめるなど子ども達にとって恵まれた環境です。枚方市の待機児解消施策を受けて、3歳未満児30名を受け入れるための園舎を増築し、平成26年1月から定員200名の保育園になります。現在も、一時・特定保育事業は別棟を用意して平均して1日10名の利用を受け入れています。

保育内容においては、「教育の土台をつくる」という園長先生の強いリーダーシップのもと、3歳未満児クラスにおいては育児担当制を導入し、3歳以上児クラスでは3、4、5歳児混合でのクラスが3組編成され子どもが自発的に学ぶことを主眼に置いた「遊び」を重視する保育を展開しています。

様々な保育の方法を次々に取り入れることによって保育現場での混乱が生じないように、今後も一人ひとりの子どもを大切に、保育所保育指針を基にした青桐保育園の理念を柱とする保育のあり方について、日頃の保育実践の評価・見直しを通じて検討していくことが期待されます。

### 特に評価の高い点

#### 子どもが主体的に活動できるための環境づくり

子どもたちがのびのびと豊かに育つことを目指した環境づくりに力を注いでいます。園庭にはツリーハウスや築山、手押しポンプをとりつけた井戸、三輪車を乗り回すスペース等があり、保育室内には各種積み木や絵本、遊具類やロフト等の物的環境が充実しており、それぞれの年齢の発達に合った遊びが楽しめるようになっています。

園長が中心となって子どもたちにとってより良い保育を実現するために、職員全体で学習がすすめられています。

### 改善を求められる点

#### 手順書・マニュアル等の活用に向けた見直し

日々の保育運営における手順書や要領などが整備された書類については、今後は更に職員が保育に活かしやすいよう分かりやすい表現等に見直したり、書類のボリュームについては重複している内容の有無等についても再度見直し・整理することが期待されます。

### 第三者評価に対する事業者のコメント

第三者評価の取り組みを通して、コーポレートガバナンスとして公平性を持った内部統制と情報公開ができた。前回受審時から職員の入れ替えも多く、意思統一とサービス向上に役立ちました。

頂いた評価については会議にて話し合い、現場に生かすようにしています。これからは更に利用者として子どもたちを捉えて、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す基礎を培っていけるよう取り組んで参ります。

## 評価細目の第三者評価結果

### 児童福祉分野の評価基準

判 断 基 準 項 目	評価結果
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	
Ⅰ-1 理念・基本方針	
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	a
Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a
Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a
評価機関コメント	
<p>理念、基本方針が明文化され、職員にはMR会議（マネージメントレビュー会議）において業務のしおり、入園のしおり、パンフレット等で説明を行い、同様に保護者会においても周知しています。園のポリシーを著す理念や方針の文言については、今後更に分かりやすく伝えるための整理が期待されます。</p>	
Ⅰ-2 計画の策定	
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a
Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
Ⅰ-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a
Ⅰ-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a
Ⅰ-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a
評価機関コメント	
<p>中長期計画書、事業計画においては、中長期・短期的に法人の進む方向性が明示され、職員や保護者にはMR会議、職員会議、保護者会においての説明を行っています。</p>	

## I-3 管理者の責任とリーダーシップ

## I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。

I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a

## I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a

## 評価機関コメント

園長は自らの役割責任について職務分掌に明示するとともに、業務のしおりにも記載し職員に周知しています。また、子どもの心身の発達成長に情熱をもち、様々な保育メソッドを取り入れています。保育園運営に必要とされる法令リストを整備し、職員への理解を促すために周知しています。人事、労務、財務においても分析を行い、課題を見つけて検討しています。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握		
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	b

## 評価機関コメント

保育園の位置する枚方市周辺の子どもの動向や、大阪府内の園長研修会などにおいて保育園を取り巻く現状を把握しています。公認会計士による定期的なチェック・指導を受けていますが、今後は外部監査の実施が望まれます。

Ⅱ-2 人材の確保・養成		
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a

## 評価機関コメント

職員の教育や研修については業務のしおりによる教育管理規程においても周知し、その計画の基で実行しています。人材に関するプランは中長期計画や事業計画にも計画を明示しています。人事考課については人事考課規程の中に整備し、年2回の面談を行っています。今後は人事考課に関するシートの合理化と共に現状に即した内容の整備が期待されます。職員の就業や労務管理についても状況の分析、改善がされています。実習生の受け入れについては手順書どおりの対応がされています。

## II-3 安全管理

II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a

## 評価機関コメント

事故対応要領等のマニュアルを整備し、園長、副園長、主任を中心とした生活の質向上委員会が緊急時における安全確保のための体制を整備し活動しています。再発防止に向けた要領も作成し業者による遊具の点検も行っています。利用者の安全確保に向けた対策もとられています。

## II-4 地域との交流と連携

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	a
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	a
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	a

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	a
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a

## 評価機関コメント

保育園と地域の活動が活発に行われています。中学校区の職場体験受け入れ、小学校区の自治会とのもちつき会やとんど祭り、老人ホームとの交流のほか、自治体と協働して園庭に移動動物園を呼び、地域の方々に楽しんでもらえるようボランティアとともに活動しています。育児サークル支援、保健センターと連携した親子教室や、わらべ歌や遊びの研修も開催しています。

ホームページは不定期ですが更新し、地域に向けて情報を発信しています。保育園運営に必要な社会資源を一覧化し、枚方市の校長と園長が話し合う機会を設けるなど、関係機関との連携を図っています。また、地域の主任児童委員を第三者委員に置き、日頃からの情報交換に努めるほか、地域の学校行事への参加等で地域ニーズの把握に努めています。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a
評価機関コメント		
<p>子どもの人権擁護に関する研修に保育士が参加し、保育園内での研修報告を行っています。様々な人種の違いなどを人形を使って保育に活かし、子どもたちに人権の意識を育てるよう努めています。プライバシー保護については業務のしおりに明記するとともにMR会議の中で周知を図っています。保護者には入園のしおりの中に明記して説明を行っています。</p> <p>保護者の意向調査については毎年3月に保育の振り返りのためのアンケートを行い、集計を行っています。また、個人懇談や保育参加、年間を通していつでも参加可能な保育参観日も設定しています。</p> <p>苦情解決の仕組みについてはポスターを玄関に掲示して周知を図り、マニュアルに沿った対応が行われています。</p>		
Ⅲ-2 サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a

## 評価機関コメント

第三者評価を定期的に受審しています。また、保育サービス第三者評価基準に基づく保育サービスの標準化に向けて各種マニュアルの整備や「内部監査」を実施し、保育の改善に努めています。保育の実施状況が園の定めた様式に沿って記録されており、子どもの記録管理においても規程に基づく管理が行われています。

## Ⅲ-3 サービスの開始・継続

Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。

Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a

Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。

Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a
---	---

## 評価機関コメント

保育園を紹介するパンフレット等を公共施設に設置するほか、ホームページ等でも情報提供しています。保育園利用開始時には入園説明会で保育園の様子を詳しく説明し、保護者からは同意書を得ています。転園時や退園時における引き継ぎの手順が定めるとともに、卒園後も保育園が継続的に相談に応じる体制があることについて保護者に説明し、文書でも伝えています。

## Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。

Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a
------------------------------------	---

Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a

## 評価機関コメント

子どもの状況や保護者の具体的なニーズ等について記録簿や児童票などで把握し、入園後の6月、2月に見直すとともに、状況に変更がある場合は担当が修正しています。保育課程と長期・短期の指導計画は概ね関連性をもって作成されています。指導計画の見直しは毎月の職員会議で行われており、保護者の意向を把握した際には、園長、副園長、主任、担当保育士で合議し、担当が実施状況を記録するとともに経過を園長に報告する仕組みとなっています。



## 児童福祉分野【保育所】のサービス内容基準(付加基準)

判断基準項目		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において予後と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a
1-(2)環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a
1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a

### 評価機関コメント

保育課程は保育方針や目標、発達過程を踏まえて編成されています。0、1、2歳児の個別指導計画を作成し、個々の子どもの記録があります。子どもの日々の体調については、保護者からの情報と「生活表」に体温・生活リズム（排便、睡眠）などを記入し、把握しています。今後はSIDS防止をはじめ、子どもが安心・安全に生活するための保健衛生および危険回避に向けた環境整備について、園全体で更なる対応の検討が期待されます。3歳未満児は担当制保育を導入し、探索的遊びや入れたり出したり指先を使う遊び、粗大遊び（登る、おろる、引いて歩く、乗り越える等の運動遊び）等のできる環境を整えています。3歳以上は異年齢の混合クラスで編成され、わらべうたや様々な種類の積み木、世話遊び用の人形や台所用品、絵本等、子どもが主体的に取り組めることを意図した環境を整えています。

園庭にはツリーハウスやじゃぶじゃぶ池、ポンプ式井戸、築山やシンボルツリーを植えるなど、子どもが体を十分に動かして遊べる環境が整備されています。子どもの社会体験については、近くの小学校や図書館、交番を訪れたり、スーパーの調理場面を見学する機会を設けています。また、老人ホームとの交流や、とんど祭やもちつき会、運動会の中で地域と交流しています。

保育士の資質向上に向けて、保育指針に基づく自己チェックリスト100をもとにした目標シートを作成し、自己評価に基づく園長との個別面接を年2回実施しています。

## A-2 子どもの生活と発達

## 2-(1) 生活と発達の連続性

A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a

## 2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている	a
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a

## 2-(3) 健康及び安全の実施体制

A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a

## 評価機関コメント

一人ひとりの子どもを大切に肯定的な保育に努めています。障がいのある子どもに対しては個別指導計画を作成し、作業療法士の視点や助言を参考に担任間で話し合い、援助の方向を保護者に伝えるとともに、職員会議で情報を共有しています。

18時～19時までの延長保育においてはできるだけ担任保育士が対応できるように勤務の組み方を工夫するとともに、15時のおやつにおにぎりやおやきなどボリュームのある手作りおやつを提供し、長時間保育でお腹が空きにくいよう配慮しています。子どもの健康に関する情報等は引き継ぎノートや保育日誌で関係職員に周知されています。保護者は『かわら版』と称するノートによって、その日の保育や連絡事項等を知ることができます。健康診断や歯科健診の結果等は、連絡帳で保護者に通知されます。

食事はそれぞれの保育室で、子どものリズムに合わせて時間差で順に食べます。アレルギー児への対応は、食器にラップして名前を記入し配膳チェック表にサインし、担任間で声を掛け合うなどして誤食のないよう努めています。また、除去食を希望する保護者には献立が決まった時点で内容を相談しながら進めており代替食も別メニューで用意しています。調理場や水周り等の衛生管理は「食中毒予防・対応要領」に基づき栄養士や調理師が日常的に担当し、給食会議（毎月1回実施：園長、副園長、栄養士、各クラスの保育士1名で構成）で反省・検討する仕組みとなっています。

## A-3 保護者に対する支援

## 3-(1) 家庭との緊密な連携

A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に連携した保護者支援を行っている。	a
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a

## 評価機関コメント

食生活を充実させるための家庭への働きかけは、給食だよりを通して発信しており、保護者に給食を試食してもらう機会を設けています。食材の安全性や食器の入れ替え等については、入園時や保護者が集まる折に園長から伝えています。

個人懇談を年2回（5月：全員・11月：希望者）、クラス懇談を年2回実施し、保育参観に際しては0、1、2歳児は普段の保育風景を見学してもらい、3、4、5歳は保護者の都合のよい時に1クラスに1名が1日参加型で入るなど、子どもの発達や育児について保護者と共通理解を図る機会を設けています。

虐待への対応は、発見した時は主任・園長に連絡し、頻度によって家庭児童相談所につなぐ体制があります。枚方市の児童虐待防止マニュアルを職員に配布し、園長による職員研修を実施しています。

## A-4 子どもの発達・生活援助

## 4-(1) 子どもの発達・生活援助

A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
-----------	---	---

## 評価機関コメント

体罰禁止に関しては、就業規則に明記するとともに、MR会議を中心に不適切な対応を行わないよう規則や規定の確認を行っています。

## 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

調査対象者	青桐保育園を利用中の保護者
調査対象者数	153 世帯
調査方法	アンケート調査

### 利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

<p>青桐保育園を現在利用している保護者153世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配布してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、125世帯から回答がありました。(回答率81.7%)</p> <p>特に満足度の高い項目として  「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」  「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていきますか」  「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」  が90%を超える満足度、</p> <p>「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」  「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」  「入園後も、保育園やクラスの様子などについて「園だより」、「クラスだより」等を通じて、判りやすく伝えられていますか」  「園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか」  などが80%を超える満足度となっています。</p>
---

\* 別紙報告書